

## 第1回小金井市市民協働のあり方等起草委員会次第

1 日 時 平成23年10月24日（月）午後6時30分～9時30分

2 場 所 市役所第5会議室（西庁舎）

### 3 議 題

（1）起草について

- ア 起草の方針について
- イ 起草文の項目について
- ウ 起草文について

（2）市民懇談会について

（3）その他

### 4 提出資料

（1）起草文の項目について（たたき台）（起草1－1）

（2）第4回検討委員会（3月2日）における主な発言要旨（発言順）（起草1－2）

（3）第5回検討委員会（4月22日）における主な発言要旨（発言順）（起草1－3）

（4）第6回検討委員会（5月25日）における主な発言要旨（発言順）（起草1－4）

（5）第7回検討委員会（6月29日）における主な発言要旨（発言順）（起草1－5）

（6）第8回検討委員会（7月20日）における主な発言要旨（発言順）（起草1－6）

（7）「市民協働に関する小金井市実態調査報告書」の中の市民協働を推進するための課題等（起草1－7）

（8）協働事業における契約のあり方等に関する検討結果報告書（案）（起草1－8）

起草文の項目について（たたき台）

- ※ 諮問に従い調査・検討してきた項目。
- ※ 重複あり。

I 小金井市における市民協働のあり方等について

- 1 今なぜ市民協働か。
- 2 市民協働に関する小金井市の実態等
  - (1) 小金井市の現状
    - ※ 制度や条例等に見る市民協働の現状
  - (2) 市民協働に関する小金井市実態調査結果
    - ア 調査の概要
    - イ 協働事業の実態
    - ウ 職員の意識等
    - エ 問題点
  - (3) 市民協働に関する小金井市の方針等
    - ア 小金井市協働推進基本指針
    - イ 第3次行政改革大綱
    - ウ 第4次基本構想・基本計画
- 3 市民協働の定義及び意義
- 4 市民協働の原則
- 5 市民協働を推進するための行政組織の整備
  - (1) 専担課の整備及び専担職員の配置
  - (2) 庁内の横断的な市民協働推進組織の整備
- 6 市民協働を推進するための制度等の整備
  - (1) 条例の整備
    - ※ 条例に基づく権限を有する第三者委員会の設置を含む。
  - (2) 協働事業提案制度の創設
    - ア 市民提案型協働事業
    - イ 行政提案型協働事業
  - (3) 市が単独で実施している一部事業を協働事業として位置づける方策
  - (4) 現在市民活動団体が担っている事業の改善
    - ※ 市が協働事業と位置づけていない事業も含む。
- 7 市民活動団体を育成するための方策
  - ※ 目的は、①市民活動団体の業務遂行能力の向上、②公共目的事業の推進、など。
    - (1) 補助金・助成金などの財政支援（基金の創設を含む）

- (2) 活動場所の提供
  - (3) 相談窓口設置の設置
  - (4) 市民活動の運営に関する研修等の実施
  - (5) I Tなどの技術支援
  - (6) 専門家の派遣
  - (7) 情報誌の発行
- 8 市民協働を推進するための環境整備
- (1) 市職員の協働意識の向上
  - (2) 市民、市民活動団体等の協働意識の向上
  - (3) 市民協働の担い手等の人材発掘・育成
  - (4) 市民活動団体等一覧の編集・I T化
- 9 協働の担い手としての町会・自治会及びその活性化
- 10 協働事業における契約のあり方
- ※ 協働事業における契約のあり方等検討委員会による検討結果報告書を基に、まとめる。
- (1) 契約に関する現行制度の特徴等。
  - (2) 協働事業における現行契約の問題点
  - (3) 協働事業における契約のあり方
  - (4) 協働契約書の実現に向けて

## II (仮称) 小金井市市民協働支援センターのあり方等について

- 1 設置の目的
- 2 設置の理念
- 2 名称
- 3 設置場所
- 4 必要な機能 (ソフト機能)
  - (1) 相談
  - (2) コーディネート
  - (3) 情報収集・発信 (情報誌の発行を含む)
  - (4) 資金調達支援
  - (5) 人材養成・研修
  - (6) 調査研究・政策提案
- 5 施設・設備 (ハード機能)
  - (1) 活動場所の提供
  - (2) 機材の提供
- 6 実施事業

(1) 講座等の開催

7 運営のあり方

(1) 開館日時

(2) 運営方式

(3) 運営体制

(4) 運営委員会の設置

8 ボランティアセンターとの関係

## 第4回検討委員会（3月2日）における主な発言要旨（発言順）

- 1 協働の定義について、武藏野市と西東京市を比較してもそれほど大きな違いはない。基本的には、横浜コード（注 協働の6原則：①対等の原則 ②自主性尊重の原則 ③自立化の原則 ④相互理解の原則 ⑤目的共有の原則 ⑥公開の原則）が基本となっている。
- 2 西東京市の「協働に当たっての基本方針」の4に、「相互理解の促進」として職員研修の充実等を掲げている。また、5に「協働事業の評価システムの構築」を掲げている。これらは小金井でやろうとしていることと共通であり、今後どう具体化していくかが課題である。
- 3 協働相手のNPO等にどのようにして力をつけていくかが重要である。なかなか自治体レベルではできなかったことが、今回の国の取り組み（NPO等への支援策）によって前進することが期待できる。
- 4 資料の「NPOのこと 協働編」の29ページに、「地域の社会サービスの供給における市民団体と自治体の役割分担の諸領域」の図がある。山岡理論と言われ、この世界では有名な区分の方法のことだ。90：10や逆に10：90であっても、行政側と市民団体側から見たとき両方とも協働という概念に入っている。つまり、両者で話し合い、助け合えば、よりよい公共サービスができる領域である。定義とか意義を整理する際に、この図を役立てていけないかと思う。
- 5 この図は、もともと行政がやらなければならないものは行政が責任をもつてやりなさい、市民側も行政に頼らず独自でやれるものは自立してやりましょう、ということである。また、何らかの形で手を組んだ方がより効果があるという部分については、一緒に手を組もう—それが協働だという言い方である。ただ手の組み方の度合いがそれぞれ違うということである。現行の制度でいえば、委託は行政が主導権をもっている。それに対して、補助金は奨励補助なので、主導権はどちらかというと市民側にある。これとは別に、行政側も市民側も五分の力を出してやることによって事業がうまくいくのがたくさんある。この部分を負担金という言い方をしている。
- 6 協働の対象とする「公共性」とは一体何かが重要である。少子高齢化の中で行政だけでは担いきれなくなってきた。量的にも質的にもニーズに応えて

いくために、協働の考え方を取り入れざるを得ないということである。「公共性」の中身を抽象的な範囲にとどめずに議論した方がよい。

7 行政が、協働という名で効率性、安上がり行政を求めるのは危険だ。結果としてそうなるのは構わないが、安くやってくれればどんどん委託してしまうのでは、協働とは言わない。

8 委託という形で、このとおりやってほしいと下請け化しているのが今の流れになっている。協働の目的は何か、協働の範囲をどうするか、公共性とは何かなどを整理する必要がある。

9 行政は市民全体に対して公平にサービスを提供しなければならないのに対して、市民団体はそれぞれのミッション従って活動し、サービスの受け手が公平でなくてもよい。それぞれの市民団体のミッションをどのように公共の中に取り込んでいけばよいかが大切だ。そのようなNPOが増えていくような支援を考えていくべきだ。

10 行政、市民団体が持つ特性を尊重しながら、うまく融合させて助け合いながら地域の問題を解決していくことである。これは対等性の意味もある。

11 協働の相手が持っているスキルとか考え方をどう取り入れ、どう生かしていくかが大切だ。それなしにただ委託というのは、安上がりの方向にしかいかない。

12 行政と1つのNPO等だけではなく、行政と複数の協働相手を考えることも、協働のメリットを大きくしていけると思う。

13 1対1だけでなく、1対複数、複数対複数、しかも行政だけでなく企業や別の法人を含めて手を組むというやり方がある。

14 大学や研究機関等も含めて、多様な扱い手を考えていくべきだ。

15 公共は全部行政が担ってきたという言い方をされるが、そうではない。市民側も、自分たちの利益のためだけではなく、地域の多様な人たちのための活動を従来からやってきている。このような団体と行政が組んでやるのが、一つの公共性だということである。これに対して、行政だけではできない、

市民が加わって下さいということを、「新たな公共」と言い始めている。

1 6 議会の現状を見てその限界をカバーする意味もあり、協働の範囲を決める第三者委員会などを各地方自治体レベルで作らないと、協働の実が上がらないと思う。その第三者性を担保する意味で、直接民主主義的なやり方も一つの方法である。

1 7 参加と協働とよく言われるが、協働の中に参加が存在するとも思えるし、参加していく中で、協働に発展していく場面もあるかもしれない。協働に発展していかない参加もあるかもしれない。この辺の整理もした方がよいと思う。

1 8 地方自治体に協働のアンケートをとると、市報に載せてあげている、会場をとってあげている、公園名義を貸してあげているというのもすべて協働に入れている。これらは支援にすぎない。協働というのは、対等な形で何かをやるということだ。

1 9 中間支援組織にもっと力を与えて、行政に働きかける仕組みを作らないと、協働は発展しない。

2 0 行政と市民団体とに温度差があるのは、悪いことだけとは思わない。むしろ積み上がった市民団体のスキルをうまく利用してもらいたい。

2 1 市民側の思いが膨らみすぎて行政側に伝わらないから、そこに翻訳する仕組みが必要だということだと思う。その一方で、行政は市民と何かをやるとそれが協働だと思っている。

2 2 中間支援組織にどのような機能を持たせるかは、後で十分議論しなければならない。いずれにしても、協働を進めていくのは第三者的な役割を担う仕掛けが必要だ。

2 3 協働の種はまかれている。全体を調整する何らかの組織が必要だ。

2 4 なぜ協働事業が難しいかを考えると、人・物・金の問題がある。儲かる事業を含めた形でやっていけるような具体的な手段が必要かと思う。

2 5 公共性のある活動は、収益が上がらないのが圧倒的に多い。不特定多数の地域の人たちのためにやる活動をどうサポートできるかということである。

2 6 行政と市民団体との間に信頼関係がないと、行政にとってはどうしても要求型にしか見えなくなってくるとのことだ。

2 7 協働事業をする中で、相互理解するための十分な話し合いの場をどう担保できるかが大切だ。

2 8 市民の持っている言語と行政の持っている言語は全く違う。委託事業を実施していく中で、同じことを行政側と市民団体側で全く違う方向から見ていると思うことも結構ある。時間をかけてすり合わせをしていくことが必要だ。

2 9 時間がかかるかもしれないが、相互理解をしていくためのルールが保障されないと協働にはならない。

3 0 行政改革が前面に出てしまうと、うまくいかない。協働が進むと市民が担う部分が増え、行政がスリム化していくかもしれないが、最初は手間も暇もかけてやる必要がある。

3 1 相互理解をするためにどのようにして十分な時間をとるか、対等性をどう担保していくかなど、協働を進めるためのルール作りをする必要がある。また、行政と市民団体との間に入る中間支援組織が必要だ。

3 2 行政も公共だが、協働しない市民グループが小さく1人のため、2人のため、あるいは地域のためにやっているのも公共だ。

3 3 何らかのルールが無いと、市民が何かをやりたいと言ったとき、行政から「それは公共ではない」とはじかれてしまう。可視化するため文言にする必要がある。

3 4 行政内部でも委員会のような組織を立ち上げ、協働を推進するために幅広く議論してもらうことが望ましい。

3 5 諮問に応えて、協働の概念を議論して一定の見解をまとめ、職員研修や

事業に反映させるというのが作業の一つである。

3 6 市民から行政に対して協働してこういうものをやりたい、また行政からも市民に対して協働の提案をするという仕組みが必要だ。

3 7 市民協働支援報告書を見てみると、児童館の委託事業を協働ととらえている市民が何人かいる。一方行政は、協働とはとらえていない。市民としては市の事業にかかわっただけでも市政に参加している、協働しているという意識になる。それも大事だと思う。

3 8 それぞれの事業が協働と言えるのか、言えないのかを分析する必要がある。

3 9 いろいろ意見をいただいたが、文言にまとめる必要がある。起草委員会的なものを立ち上げて、文章化するというプロセスをとっていきたい。

## 発言要旨（1～39）の内容別分類

- 1 協働の定義
- 2 協働に当たっての基本方針
- 3 NPO等への支援
- 4 協働の定義・意義
- 5 協働の定義・意義
- 6 公共性の意味
- 7 協働と行政の効率性（安上がり行政）
- 8 協働の目的、範囲
- 9 サービスの公平性に関する行政と市民団体の違い
- 10 行政、市民団体の特性の尊重
  - 11 協働相手のスキルの活用
  - 12 複数の協働相手による協働のメリット
  - 13 企業や別法人も含めた協働相手
  - 14 大学や研究機関も含めた多様な協働相手
  - 15 公共の担い手
  - 16 協働の範囲を決める第三者委員会の設置
  - 17 参加と協働の関係
  - 18 協働と支援の違い
  - 19 中間支援組織の機能
- 20 行政と市民団体との温度差
  - 21 市民側の思いを伝達する仕組み
  - 22 協働の調整組織の必要性
  - 24 人・物・金の不足をカバーする方法
  - 25 公共性のある活動をサポートする方法
  - 26 行政と市民団体の信頼関係の重要性
  - 27 相互理解するための話し合いの場の担保
  - 28 市民と行政の言語の違いをカバーする必要性
  - 29 相互理解のためのルールの保障
- 30 行政改革と協働の関係
  - 31 協働を進めるためのルール作りの必要性
  - 32 協働しない市民団体の公共性
  - 33 公共の定義の必要性
  - 34 行政内部の協働推進組織の必要性
  - 35 協働に関する見解の職員研修や事業への反映

- 3 6 協働事業についての市民提案・行政提案の仕組みの必要性
- 3 7 児童館委託事業のとらえ方の違い
- 3 8 協働事業かどうかの各事業の分析の必要性
- 3 9 各意見を文章化するプロセス

## 第5回検討委員会（4月22日）における主な発言要旨（発言順）

- 1 項目ごとに要点を詰めていきたい。答申の文言は起草委員会で整理することになるので、ここでは方向性について議論してほしい。
- 2 検討資料に、協働推進基本指針との関係について1から5まで記載されている。その4に「本検討委員会が検討している協働の背景・定義・意義・原則などを答申に盛り込むとすれば、基本指針との関係を整理し、本委員会としての一定の見解を含めて盛り込むことが望ましい。」とあるが、基本指針にどのような問題があるのか。
- 3 基本指針には、協働の定義が入っていない。また、協働の意義も明文化されていない。答申で協働の定義付け、意義付けをするとすれば、基本指針との関係を整理した方がよいと考えた。
- 4 協働指針は、行政内部における協働の考え方を示したもので、市民側の意見を十分反映して議論したものではないと思う。その部分をどう補強するかが本検討委員会に求められている一つである。定義とか意義については、答申に盛り込むべきだ。
- 5 新しい公共という概念が出てきた背景を考える必要がある。行政がやることは全部公共だというが、市民も公共の部分を担っている。だから一緒に手を組んで市民生活にプラスになることをやっていこうと。そのためのルールづくりということである。
- 6 定義を明文化することで、当てはめやすくなる。
- 7 どのような考え方で協働していくのかという軸を定め、それに当てはまるかどうか議論するということである。その意味で、基本指針は変える必要があるかもしれない。
- 8 （答申に）新しい公共の概念を入れることで考えていきたい。
- 9 東日本大震災が起きた。想像を絶する事態に遭遇した中で、今までの協働の仕組みを続けていくことでよいのか疑問に思う。生活のあり様を見直すことにもつながるものである。

10 災害の際に協働をどう捉えるかを考える必要がある。被災した現地では、行政だけでなく様々な市民が動いている。その背景などを（答申に）入れられないかと思う。また、これまで行政だけが担ってきたものを、市民がどのように主体的に自分の生活なりを考えていくのかということである。そのあたりが、新しい公共の概念と結びついてくる。

11 大震災を契機に、学問の枠組み自体を考え直す必要があるということと、原発の事故を受けて今までの生活のあり方を見直さないとなかなか突破口を見出すことができないのではないかと思う。今回の大震災で、行政だけでは対応できない、今までの法制度では対応できない問題が一気に噴出した。市民との協働の重要性が改めて明確になった。大震災を協働と結び付けて議論することが必要だと思う。

12 何のために協働するかというと、まちづくりに行きつくと思う。その意味で、協働の理念は抜かしてはいけないと思う。きちんと理念が語られたうえで、具体的な協働の仕組みなりが出てくる。指針では、その辺が簡単に書かれている。

13 企業も含めて行政と手を組んで一定のルールのもとにやるのが新しい公

共だと言っているが、以前から言われていることであり、決して新しいことではない。言葉の問題よりは、むしろこれからどのような社会を作らなければならないかである。「新しい公共ありき」ではない。

14 言葉自体の問題ではなく、新しい公共の概念を入れて協働を考えることだと思う。

15 現在、協働ワークショップで3つの事業を取り上げ、議論している。協働事業について行政が人・もの・金でどのように支援するか、そのあり方について盛り込んでいきたい。

16 新しい公共という言葉はともかくとして、その概念は少し触れることにしたい。3に「協働を定義付ける意味」を掲げている。基本指針に協働の定義がないため、定義付けをしたいとして小金井市における協働の背景などに触れている。本検討委員会の答申による定義が、今後の小金井市における協

働の基本的な考え方になってくると思う。

1 7 行政と市民との協働にはいろいろな協働の仕方があると思うが、市民が主体的に作り上げていくことが必要だ。これを定義の中でどう表現するかである。

1 8 協働の背景として、市民の義務的なニュアンスも盛り込んではどうかと思う。これまで行政におんぶにだっこだった。これからは市民が自分たちで作っていく、市や国を含めて市民が何らかの役割を担わなければならないというニュアンスを入れたい。

1 9 値値観が多様化して様々な要求が出てきてしまう。いわば私たちがニーズを作り出してしまったところもある。協働の背景としてそのようなことが入れられないか。

2 0 戦後の民主主義の中でようやく市民が成熟してきて、市民が市民社会をつくっていこうということになってきた。その時に、協働という考え方が始まりた。義務と言う言葉ではなく、自分たちのまちは自分たちで作っていきましょうという感じで盛り込んでいきたい。

2 1 義務ということではなく、やらなければならぬのは我々だというニュアンスで発言した。

2 2 定義、意義、原則は議論すべき大切なことだ。それに加えて、なぜ協働事業が育たないのか、それには行政にも市民にも責任があるということを何らかの形で盛り込みたい。

2 3 昨年実施した市民協働の実態調査（アンケート調査・ヒアリング調査）の報告書の中に、問題点が明らかになっている部分もある。それを答申にどう盛り込んでいくかである。

2 4 実態調査で行政と市民に考え方の違いがあることが分かった。同じ土俵に乗せるためにも定義が必要である。市民にもやらなければならぬことがある、行政にも今までのやり方ではだめだということを盛り込む必要がある。

2 5 協働の定義であるが、4に5項目ほど問題提起がなされている。協働の

主体をどう捉えるか、協働の原則や目的をどこまで盛り込むか、公共の利益や公共性の文言を盛り込むのか、などである。基本指針も参考にしながら議論したい。

2 6 協働の主体は限定しない方がよいと思うが、一般企業も協働相手に含むとなると指定管理も入ることになる。

2 7 指定管理は、やり方によっては協働になり得るかもしれないが、基本的には違うと見た方がよい。

2 8 その辺がクリアされれば、協働の主体を限定しない方が広がる。

2 9 協働の主体は限定しない方がよいのではないかと思う。協働の主体として団体だけでなく、市民を入れるのはどうか。

3 0 行政と協働するという場合、基本的には市民個人は入れていない。参加に位置付けている。

3 1 行政との協働の対象を絞らないと、拡散してしまうのではないか。行政とN P Oに限定しなくてよいが、限定してはどうか。

3 2 民間は民間同士でという立場なので、そこまで拘束されたらかなわないというのが基本である。もちろん協働の範囲は広いが、今回は、行政と民間が手をつないで協働する場合のルール作りと捉えて、行政と民間との協働の考え方を整理することによいか。

3 3 この範囲を協働としようと決めた方がやりやすいと思う。

3 4 基本指針には協働の原則を4項目掲げているが、情報公開を加えた方がよいのではないか。

3 5 協働事業のプロセスをオープンにしておく意味で、情報公開が大切だと言われている。さらに時限性の原則を入れている。3年間なら3年間やって、評価をして良いものはさらに続けよう、目標を達成できたら終わりにしようと。これを時限性と言っている。3年経ったら事業が無くなるということとは違う。

3 6 自立化の原則は、例えば委託を受けても全額委託料で賄わないで、一定割合は自主財源で賄うなどにより、意思決定を含めて自立するという考え方である。(自立していれば) 行政が理不尽なことを要求してきた場合には、協働関係を解消することも可能である。

3 7 協働の原則については、基本指針にある4項目に情報公開を加えることでよいか。時限性の考え方を含めてまとめてみたい。

3 8 評価を入れたい。

3 9 協働の原則として、情報公開、評価も含めて書くことにしたい。

4 0 4の(3)の協働の目的はどうするか。

4 1 武蔵野市の協働の定義に「地域の課題や社会的な課題の解決という共通の目的のために」とあるが、目的はそのようなシンプルなものでいいと思う。

4 2 5の協働の意義、効果についてはどうか。

4 3 中央区は、協働によって期待される効果として、「区民にとっての効果」「社会貢献活動団体にとっての効果」「中央区にとっての効果」と分けて述べているが、それぞれの関係者の理解の統一化を促すという意味で、この方式がいいと感じた。

4 4 協働の効果について、行政、市民活動団体、市民に分けるのであれば、その前提のフレーズの中に「小金井市を住みやすいまちにするために」などの文言を入れてみたい。

4 5 7の市民協働を推進する仕組みについて、市民協働推進組織の必要性、市民協働を推進するための行政組織の整備、市民協働を推進するための条例の整備を挙げている。

4 6 市民参加条例を作った当時は頑張って作ったと思うが、相当不十分だ。協働をきちんと進めていくのであれば、条例まで持つていければいいと思う。

4 7 市民参加条例を改正するのがいいか、協働だけで条例を作った方がいい

かは何とも言えない。(基本指針ではなく) 条例にしておいた方がいいという方向性は共通認識である。市民等で構成する市民協働推進組織のようなものも必要だ。市民参加推進会議と重複する部分があるので、条例との整合性を持たせるようにしなければならないが、推進組織の必要性は謳っていくことになる。

4 8 市民参加条例第27条は、何らかの形で補強しなければならないと思う。推進組織に協働事業の分析や評価までする権限を持たせることができるかどうかである。

4 9 協働の専担課については、首長の直轄下にあることが権限や調整機能の観点からも重要だと思う。そのような提言を文章化した方がいいと考える。

5 0 協働を推進していくうというときに、内部調整をきちんとできるように行政組織も強くする必要がある。それが市民部であってもいいが、強力に内部調整ができる仕組みを作らないといけない。

(以上)

## 第6回検討委員会（5月25日）における主な発言要旨（発言順）

- 1 「新市長の公約中、本検討委員会に関する事項」として資料が出ているが、心強い話が多い。具体化されることを期待したい。
- 2 自治基本条例は、どの自治体も制定していく方向にはなっている。遅かれ早かれ自治基本条例を作り、その下にいろいろな条例が入ってくる。
- 3 条例の持つ意味合いは、非常に大きい。指針とは重みが全く違う。条例の内容によっては人員を配置しなければならないとか、予算化の問題も出てくる。指針は内部的なもので、首長が変わると指針も変わるということもある。
- 4 条例に、協働事業における契約のあり方をどう盛り込むかが重要である。何も規定しなければ、従来の委託契約になってしまふ。協働事業における契約のあり方については、小委員会で議論する予定である。
- 5 条例がよいとは思うが、条例に何を盛り込むかを答申文に書くのは、プレッシャーだ。
- 6 この委員会は、条例づくりをするわけではない。条例にどんなことが必要か、どんな考え方が必要かということだけは出しておかなければならない。
- 7 条例の方がよいと思うが、先に市民参加条例があるので自治基本条例をつくってそれに基づき条例を整備するのが分かりやすい。ただ、それだと何年かかるか分からぬ。
- 8 協働に関する単行条例を作るのは、わりあい簡単なことだと思う。もうひとつは、市民参加条例を改正して協働の規定の部分を充実させる方法がある。自治基本条例を待っていると時間がかかるので、条例を作つておいて、自治基本条例には理念的なものを入れる。手続き的なもの、具体的なものについては、必要に応じて条例を改正し、協働条例としていくことが考えられる。
- 9 条例は重いので、職員は相当意識し、それに基づいて仕事をしなければならない。すべての仕事に何らかの形で波及するので、影響力が大きい。逆に言うと、条例があるからこのような形で進めたいということもできる。条例で決まっているので、これは協働のルールでやるという流れになる。

10 逆に、条例で規定されているからそれが制約になってしまうこともある。

11 基本的な部分は条例で規定し、そうでない部分は規則で規定して柔軟に運用する方法もある。

12 実態調査報告書に盛り込んでいることを実現するためにはどのような方法がいいかということを原点にするべきだ。条例がいいとは思うが、基本条例にこだわる必要はないと思う。基本条例を制定して機能しているかというと、あまり機能していない。精神条項として基本条例があるだけで、それに基づき政策を具体化する努力を行政も市民も怠っている面がある。

13 基本条例は必要だと思う。また、協働事業がなかなか進まないとか、課題を残して前進しにくい原因が指針にあるというのであれば、条例化するのはいいと思う。

14 協働に関する条例を作らないと、大きな改善ができないような気がする。協働に焦点を当てた条例があつていい。

15 条例化をしていくという方向でまとめる。市民も参画して進めていく推進会議のような組織も条例で規定するよう求める。また、協働の専担課の整備も求めていく。

16 協働事業の選定や評価をする権限を有する常設機関を作るべきだ。

17 小委員会でヒアリングする中で、市が単独で実施している事業についても、協働事業にした方が効果的だと思われる事業や、市民協働の手法を取り入れた方がよいと思われる事業があることが分かった。市民がかかわって市の既存の事業に手を突っ込み、この事業は協働事業とした方がいいと言えるような仕組みづくりができるかどうかが最大のポイントだ。そのような権限のある常設機関を作るにはどうすればよいかを考える必要がある。行政の内部に市の既存の事業について判断する組織を設けても、大胆な切り込みができない。

18 指摘のような仕組みを条例の中に組み込むことでまとめていく。

19 協働事業提案制度として、市民提案型と行政提案型を取り入れることで

まとめてよいか。

20 市民提案型協働事業は、小平市でも国分寺市でもやっている。市が実施している事業を市民協働でやった方がいいかどうかの総括無しに、市民側から提案しなさい、お金は出しますよというのは、おかしいと思う。行政側から、この事業は市民協働でやりたいということを提案すべきだ。市民提案型協働事業は、いかにも協働事業をやっているというアリバイ工作的な色彩がある。しかもごくわずかな予算だ。市が単独で実施している事業には、協働事業にふさわしいものが多くあると思う。それをきちんと見直すべきだ。そのことが重要だ。

21 指摘の点は、入れていく。市民提案型については、市民団体側が行政にお金を頂戴と言っているだけのように見える。行政側がどのように責任を持つか、市民団体側がどのように責任を持つかという部分をはっきりさせないと、協働にはならない。また、基本的に3年間やったら、制度としてその事業が通常事業の中に入り込んでいくというプロセスを取る必要がある。それも入れようと思う。

22 行政提案型を作ると、行政側も何も出さないで怒られるよりは、出してしまおうとなるのではないか。

23 面倒くさいなと思うものは出してくるかもしれない。

24 ヒアリングでは、既に市民がかかわっているのに、条例の根拠が薄弱なために手放せないという感触もある。その意味では、行政提案型が先に出てきて、行政職員の発想が無いような事業について市民提案型が出てくるのがいいと思う。順序としては、既にボランティアがかかわっているような事業を精査していくば、お互いに信頼関係が生まれて、協働の認識が広がるのもいいと思う。

25 市民提案型協働事業、行政提案型協働事業の両方をやるべきだが、市民提案型はこのように進めてほしい、行政提案型はこのように進めてほしいとうたっていく。小委員会の報告書の中にも入っているが、市民がいろいろな形でかかわっている事業を、協働事業のスタイルにどう切り替えられるかということも重要だ。

2 6 行政提案型による提案を待っていても、行政の中からは出てこないことははっきりしている。市民も参加して第三者的な機関で機能を果たせるようになる。これには、市民もよほど禁欲的にかかわっていかないといけない。単に物取りではだめだ。それを仕組みとしてどのように作っていくかが大事だ。

2 7 それについては、推進会議のような組織を置き、単にこうした方がいいと言うだけではなく、権限を強める必要がある。そのためには、推進会議の位置づけを条例化しないと、そのような権限は持てない。その意味合いで入れていく。

2 8 評価を含めてそのような組織でやっていくことが非常に大事だ。

2 9 条例は、罰則ありにすべきだ。

3 0 条例については、協働が実現できるようなものにすべきだ。

3 1 協働事業について、市役所内部で検討する場があったか。

3 2 協働推進基本指針を策定する際は府内に委員会を作り検討したが、それ以外に協働事業について全庁的に検討する場はない。

3 3 市民提案型協働事業、行政提案型協働事業のような事業が市民側にどんどん出されるようになった場合、本当に必要なのは市民活動団体の力である。その意味で、議題の3の市民活動団体の育成が重要になる。そのための方策の一つが、市民活動団体等に対する助成金などの財政支援である。社会福祉協議会のさくらファンドは総額で100万円程度ということだが、市民活動団体にとっては助かっている。市の支援は、より多くの金額でやってもらわないと、市民活動団体は育っていかない。市川市の例のように相当な金額をプールし、市民側に回るような形にすべきだ。これらを盛り込めたらいいと思う。

3 4 新市長が、市民活動団体支援制度の創設を選挙公約に掲げたことは、チャンスかもしれない。

3 5 小金井市には多くの市民活動団体があるが、自宅を事務所にして自宅の

電話を使うなど、持ち出しでやっている例が多い。その人が体調を崩したり、違った方向に興味がいければ、活動の継続が困難になる。行政職員が市民活動団体に安心して任せられるか不安になる大きな要因でもある。企画力があり、いい人材がいる団体を、どのように支えていくのかが非常に重要だと強く感じている。

3 6 市民活動団体をどのようにして支え、どのようにして強くしていくのかは、非常に重要だ。基金を設けたり、市長が公約で言っているようなことも取り入れようと思う。活動場所の問題は、センターのあり方にかかわってくる。センターは、インキュベーション機能を果たすスペースを確保することも大きな役割だと思う。

3 7 センター機能を強化して、団体が活動しやすくして支援するのが基本かと思う。

3 8 中間支援組織を強化して、小さな団体を組織化して育てていく。そのためにはそれなりの財源が必要なので、新市長の公約である「市民税の1%」は、有効活用できるのではないか。

3 9 広報紙を出すにも、問合せ先が必要だ。リスクを承知で、個人の携帯やアドレスを公開している中で、センター機能の充実が非常に望まれる。

4 0 センター機能の中に、共同のオフィスということでインキュベーション機能を持たせるよう盛り込んでいく。

4 1 センター機能として、団体の事務局機能を担ってもらえばいいと思う。

4 2 センターに団体の事務局をお願いするのは、頼ってしまい団体が育たない。その代わり、場所の提供は必要だ。

4 3 社協のボランティアセンターと市民協働支援センターで、業務の住み分けが必要だ。紛らわしい名称も避けてほしい。

4 4 市長の公約である「個人市民税の1%でN P Oなどを支援する『市民活動団体支援制度』創設」は、非常にすばらしいことで、ぜひ実現させてもらいたいということを、この委員会として申し上げてもいいのではないか。実

際に市民活動を行う人たちに対する支援は、非常に重要だ。

4 5 協働事業提案制度の他市の例をみると、予算額が例えば100万円限度と少額に限られている。もっと大きな額を認めるべきだ。そうでないと、大きな仕事はできない。

4 6 大きな額にした場合、市民活動団体にそれを使いこなせる力量があるかどうかが問われてくる。

4 7 市民活動団体に対する支援で、肝心なのは人件費を込みで出せるかどうかだ。今回の東日本大震災で、中央共同募金会が初めて活動支援金の中に人件費を含めて結構だということになった。だから動く。

4 8 それは画期的だ。通常、助成金は備品の購入などに限定され、人件費は認めない。

4 9 この事業を進めるためには少なくとも人件費1人分、500万円を助成するとかでないと、事業が回らない。

5 0 市民協働を推進するための環境整備の中で、市職員の協働意識の向上と市民、市民活動団体等の協働意識の向上が非常に重要だ。職員研修等を含めて協働意識の向上の重要性を入れていきたい。

5 1 条例を整備した場合、職員の協働意識の向上は期待できるか。

5 2 条例にした場合は、期待できる。

5 3 今回初めて、新入職員の研修で、「市民協働の推進に向けて」と題して準備室の市民協働推進員に講義してもらった。今後とも職員課と連携して有意義な研修に取り組んでいきたい。

5 4 研修は大事だが、座学研修はそれほど身に付かない。NPOに1年間派遣するくらいでないと育たない。これを実践している自治体もいくつかある。

5 5 (その他として、委員が協働ワークショップの状況について報告し、議論した。) (以上)

## 第7回検討委員会（6月29日）における主な発言要旨（発言順）

- 1 新市長は、選挙公約で市民税の1%を市民活動の支援に充てると言っていることである。
- 2 答申の中に、同様の提案を盛り込むことは可能である。
- 3 恒久的に財源を確保することは非常に大事だ。答申書に盛り込む方向で検討してほしい。
- 4 NPO等に寄付した場合の優遇税制が国会で通った。寄付文化を育てる必要がある。
- 5 認定NPO法人の認定要件が緩和されたが、小規模なNPO法人には恩恵が及ばない。これらのNPO法人にとって、事務所の確保が大変な苦労である。空き住宅や空き店舗を要件に合うNPO等に安価に貸した場合は、固定資産税を減免するような支援策を考えてもよいのではないか。
- 6 家賃補助も考えられるのではないか。
- 7 センター機能の一つに、インキュベーション機能を持たせることも考えられる。例えば、NPO等を設立して3年間は利用できるなどとする。
- 8 大学の敷地は広いので、大学と連携して敷地をうまく使えないかと思う。
- 9 小平市には大学とNPOの協議会組織があり、交流会を開いている。学生の力を活用するため小金井でもやってほしい。
- 10 神社やお寺はもともと地域のコミュニティの場だった。活動場所として狙い目だと思う。
- 11 JR中央線の高架下にセンターをつくることも考えられる。
- 12 センターの専門家による相談機能に含めてほしいのは、保険の相談だ。冒険遊び場の活動をしていて、どのような保険に入ったらよいか苦労している。

1 3 市民活動団体が実施する事業で事故が起きた場合に、どのように対応するかなどの研修も必要だ。

1 4 児童館の委託を受ける際に、自己資金で労務、税務、保険の相談を行った。センターで日常的に専門家による相談を行ってくれれば助かる。

1 5 センターの研修機能としてリスクマネジメント研修を含める必要がある。

1 6 センターの機能として、他市の市民活動団体等と連携できるようなネットワーク機能があつたらよりよい活動ができると思う。

1 7 センター機能として、分野ごとに他市と連携をとれるような情報を収集し発信する、言わばネットワーク機能が求められる。

1 8 センターは、情報誌の発行にとどまらずいくつかの広報媒体を考える必要がある。

1 9 市民活動団体側の協働意識の向上には頭が痛い。協働の職員研修に参加させてもらうのもいいと思う。

2 0 市民活動団体と職員の交流会のようなものがあってもよい。

2 1 職員が一定期間市民活動団体の活動を体験するインターンシッププログラムも有効だ。

2 2 実際に千葉県や埼玉県のいくつかの自治体では、半年間か1年間職員をN P Oにインターンシップで出している。戻ってきたら協働推進のセクションに配属するというのが条件である。職員にとってはいい財産になっている。N P O等の活動をただ見学してくるだけでは、物にならない。半年間、1年間は無理でも1週間、1カ月間、できれば3カ月間体験させるとよい。そして、職員がインターンシップに出た場合には、制度としてそれなりに見返りがあるようすれば、職員のモチベーションも上がる。

2 3 答申書にもその趣旨を盛り込んでほしい。

2 4 意識改革は、職員だけではなく市民活動団体も必要だ。市民活動団体が

個々に研修等を行うのは困難なので、NPOのネットワークで組織的に取り組みができないか。

25 NPO法人連絡会を中心に考えていく必要がある。

26 センターと同様NPO法人連絡会にもコーディネーターとしての機能が必要だ。

27 職員の意識向上は研修だけでは足りない。庁内に協働推進委員会のようなものを作つて、これは業務なのだということを強力に発信する必要がある。

28 条例にそのような内容を入れる必要がある。条例は職員が仕事をする上で非常に重要な位置にあるので、無視できない。その意味では、条例により職員の意識が変わってくる。条例にどのような文言を入れ、どのような仕組みを作るかである。それと職員研修がセットになれば、大分効果が出る。この部分は起草文に盛り込んでいきたい。

29 条例を整備する場合、協働の推進計画や行動計画を作ることを盛り込んでほしい。

30 実態調査のヒアリングで複数の課から、協働事業をしたい場合にもどのような市民活動団体があるかが分からぬといふ話があった。これについては、今年度中に市民活動団体等のデータベース及びリストの基礎的なものができるように動いている。

31 団体一覧のIT化や情報誌の発行などは、情報発信という一つのキーワードでまとめた方がよい。

32 人材の養成や発掘は、NPO等をどのようにして強化していくかという中に入つてくる。そのような方向で起草してもらいたいと思う。

33 従来の委託契約は、下請け化になっていくだけのことだ。契約のあり方小委員会でどうしたらそれを避けられるかを検討していく。

34 協働事業の委託契約について条例に載せられたら画期的なことだ。それがいくつかの自治体でてくるようになると、地方自治法の改正にも結び付くこ

となる。

## 第8回検討委員会（7月20日）における主な発言要旨（発言順）

- 1 センターの運営にあえて社協が排除されている近隣市の例もある。市民活動をしている人たちがかかわりやすいセンターの体制にしなければならないが、社協の力も借りたセンターが望ましいと思う。
- 2 センターのハード面も重要だが、ソフト面は非常に重要だ。センターという中間支援組織は何をやるところかということが表に出ないとだめだ。行政からの委託で運営しているので、あれもだめ、これもだめという縛りがかかる。できるだけ縛りがかからないように工夫して、きちんと運営できる環境をつくることがとても大事だ。
- 3 ソフト機能を充実させているセンターもある。
- 4 センターの委託先については、小金井市の中間支援組織としてどのような機能を持たせるかということを考え、それが本当にできるところはどこかということから詰めていく必要がある。
- 5 センターの運営については、運営委員会、職員体制、予算などがとても大事だ。どのような運営委員会がなぜ必要なのか、なぜそのような職員体制が必要なのか、なぜそれだけの財源が必要なのかまで詰められるとよい。
- 6 以前に協働の定義について議論した際、NPO等の中に個人は含めないとしたと思う。センターとしては、団体だけではなく個人の市民参加の玄関になるべきだと思う。そして、何か市政に貢献したいとか、市民活動に参加したいという人には、適切なアドバイスや団体の紹介をするような機能があったらよい。
- 7 社協のボランティアセンターが役割を果たしている中で、センターにボランティアの（紹介）業務まで持たせることは、社協と重なってややこしくなり、広げすぎだと思う。
- 8 センターには、ボランティアをしたいとかNPO等の活動にかかわりたいという人も入ってくるので、個人だからと言って切れない。協働の定義の議論では団体に限定したが、中間支援組織としてのセンターの機能を考えれば、個人や企業も含めてネットワークを広げていかなければ、協働の推進に結びつかない。

ない。

9 現在、NPO法人連絡会で協働事業の調査をしているが、現実に市内で活動しているNPO法人でさえ、協働にどう対応したらよいか分からぬでいる。市の各部署の職員も協働をどのように働きかけるか分からぬでいる。当面協働に限っては団体に絞ってはどうか。

10 順番があつてよいと思う。ただ、センターのあり方ということになると一般市民が入ってくる玄関としての役割は必要だと思う。

11 町会で協働の担い手として手を挙げることが、町会を活気づけることになると思う。

12 町会を構成する地域住民とテーマ型組織であるNPO等を結びつける役割が必要である。中間支援組織であるセンターにそのような機能を持たせ、メッセージを出しておくようにしなければだめだ。それを含めてできるような機能と方向性、スタッフ、運営体制が必要だ。町会は加入者が少なくなってきたるが、いろいろな地域課題に向けて今必死になっている。町会とNPOが近づきつつあるのが現状だ。町会・自治会は、協働にとっても非常に重要な存在だ。

13 センターの目的が重要だ。また、何を目指すのかというミッションを固めることが必要だ。対象をどうするかということもある。中間支援組織としてどこに力点を置くかということは、時代によって変わってくる。それに反応し手を打ついかなければならないが、それは行政が中心で動くのではなく、運営委員会が責任を持ってやるべきだ。運営委員会にどのような機能、権限をもたせるかは、議論する必要がある。事務局から報告のあった八王子市民活動センターの運営委員会は、相当踏ん張っている。

14 今計画されている新庁舎とのセンターの関係については、議論が十分できていない。検討委員会の意見としては、避ける方いいと思う。中間支援組織としては「つなぐ」という役割を果たさなければいけないし、いろいろ仕掛けをしなければならない。その際、行政ではないということをどれだけ市民に見せるかが必要になってくる。庁舎の中に入つて、○○部、○○課の中にあるというイメージを市民に持たれることは、気をつけなければならない。

15 これから協働を進めていくときに、市民だけでなく行政も変わらないといけない。私は、中間支援組織が市役所の中にあるのがいいと思う。市役所の中の市民スペースとして、1階に市民協働センター（「支援」はとりたい）があった方がいい。行政とは切り離して、市役所の中につくりたい。

16 庁舎の中ということになるとセキュリティがかかってくる。夜間遅くまで、あるいは土・日曜日に活動したいとなった場合に、必ず制限される。セキュリティがかかるが、1階のフロアのその部分は自由に使えるスペースになるかどうかは、微妙なところだ。

17 そこは譲れないところだ。

18 センターの中身については、少人数で方向性をまとめることはどうか。

19 小委員会はつくらず、まとめる作業をする。それを全体に返していく。

20 新庁舎との関係については、意見が分かれているが、何らかの声を出していく。1階に市民が集える拠点としてのスペースは確保してほしいということでは、一致している。